



協議 1 号

5 職 第 368 号

令和 6 年 1 月 30 日

長野市教育委員会 様

長野市長 荻原 健司



教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件に関する
意見について

このことについて、教育に関する事務の一部を下記のとおり教育委員会から市長に
移管したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号。
以下「法」という。）第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

1 意見を求める事件

令和 6 年 4 月 1 日付けで、次に掲げる教育に関する事務について、法第23条第 1
項の規定により、教育委員会から市長に移管すること

- (1) 博物館の設置、管理及び廃止に関すること
- (2) 文化財の保護に関すること

2 必要となる条例改正

教育に関する事務の移管に際して必要となる条例改正は次のとおり。

改正する条例	改正内容
長野市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例（平成27年長野市条例第 4 号）	教育委員会の職務権限に係る事務のうち市長が管理し、及び執行するものに、以下の事務を加えるもの ・ 博物館の設置、管理及び廃止に関すること ・ 文化財の保護に関すること
長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成27年長野市条例第 3 号）	教育委員会の附属機関である長野市文化財保存活用地域計画協議会について、市長の附属機関に改めるもの
長野市立博物館条例（昭和56年長野市条例第29号）	長野市立博物館の管理運営を教育委員会から市長に移管するもの

長野市文化財保護条例（昭和51年長野市条例第74号）	文化財保護の手続き等に関する主体を教育委員会から市長に改めるもの
長野市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成28年長野市条例第25号）	伝統的建造物群保存地区に関する手続き等のうち主体が教育委員会となっているものを市長に改めるもの
長野市埋蔵文化財センター設置条例（昭和62年長野市条例第28号）	長野市埋蔵文化財センターの管理運営を教育委員会から市長に移管するもの
松代藩文化施設条例（昭和44年長野市条例第33号）	松代藩文化施設の管理運営を教育委員会から市長に移管するもの
長野市大室古墳館の設置及び管理に関する条例（平成14年長野市条例第28号）	長野市大室古墳館の管理運営を教育委員会から市長に移管するもの

3 組織機構の見直し

教育に関する事務の移管に伴い、教育委員会事務局文化財課及び文化財関連施設について、市長部局に新設する観光文化部に移管する。

4 実施予定日

条例改正議案を令和6年3月長野市議会定例会に提出し、議決を経た上で令和6年4月1日に実施予定

担当：総務部職員課 清水

内線：2164

長野市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部を改正する
条例（案）

長野市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例（平成27年長野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

本則中「第162号」の次に「。以下「法」という。」を加え、本則第2号中「文化財の保護に関すること」を「次号に掲げるもの」に改め、同号を本則第3号とし、本則第1号を本則第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 博物館の設置、管理及び廃止に関すること（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、博物館のみに係るものを含む。）。

本則に次の1号を加える。

(4) 文化財の保護に関すること。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部改正）

2 長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成27年長野市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表の1 長野市文化芸術振興審議会の項の次に次のように加える。

長野市文化財保存 活用地域計画協 議会	市長の諮問に応じ、長野市文化財保存活用地域計画の作成及び変更並びに円滑な実施に関する事項について調査及び審議すること。	15人以内	2年
---------------------------	---	-------	----

別表の2 長野市文化財保存活用地域計画協会の項を削る。

（長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

3 この条例の施行の際現に長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（以下この項において「附属機関条例」という。）第3条の規定により教育委員会から委嘱され、又は任命された前項の規定による改正前の長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例別表の2に規定する長野市文化財保存活用地域計画協会（以下この項において「旧地域計画協会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、附属機関条例第3条の規定により、市長から前項の規定による改正後の長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（以下この項において「新附属機関条例」という。）別表の1に規定する長野市文化財保存活用地域計画協会の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、新附属機関条例別表の1 長野市文化財保存活用地域計画協会の項の規定にかかわらず、施行日における附属機関条例第3条の規定により教育委員会から委嘱され、又

は任命された旧地域計画協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(長野市立博物館条例の一部改正)

- 4 長野市立博物館条例（昭和56年長野市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項及び第2項ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。

第8条ただし書中「教育委員会が」を「市長は、」に改める。

第9条、第10条及び第12条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第15条中「教育委員会が別に」を「規則で」に改める。

(長野市立博物館条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の長野市立博物館条例（以下この項及び附則第15項において「旧博物館条例」という。）第12条第2項の規定により教育委員会から任命された長野市立博物館条例第12条第1項に規定する長野市立博物館協議会（以下この項において「博物館協議会」という。）の委員である者は、施行日に、前項の規定による改正後の長野市立博物館条例（附則第15項において「新博物館条例」という。）第12条第2項の規定により、市長から博物館協議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、長野市立博物館条例第12条第4項本文の規定にかかわらず、施行日における旧博物館条例第12条第2項の規定により教育委員会から任命された博物館協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(長野市文化財保護条例の一部改正)

- 6 長野市文化財保護条例（昭和51年長野市条例第74号）の一部を次のように改正する。

第3条中「長野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条第1項並びに第5条第1項及び第4項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第6条第1項中「教育委員会規則及び教育委員会」を「規則及び市長」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条第1項及び第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第8条の見出し中「き損等」を「毀損等」に改め、同条中「き損し」を「毀損し」に、「教育委員会」を「市長」に改める。

第9条中「教育委員会に」を「市長に」に改め、同条ただし書中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第11条第1項中「き損し」を「毀損し」に、「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「き損している」を「毀損している」に、「教育委員会」を「市長」に改める。

第12条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第14条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第3項及び第4項中「教育委員会」を「市長」に改め

る。

第15条第1項及び第2項並びに第16条第1項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第17条第3項及び第4項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第6項中「き損した」を「毀損した」に改め、同条第7項及び第8項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第18条、第19条第1項、第20条第1項、第21条第1項、第2項及び第5項、第22条、第23条第1項、第24条第1項、第25条、第26条第1項、第27条第1項、第28条第1項及び第2項、第29条第1項、第31条第1項並びに第32条第1項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第33条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第34条、第36条第1項並びに第37条第1項及び第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第39条中「第190条第1項」を「第190条第2項」に改める。

第41条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第47条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(長野市文化財保護条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の長野市文化財保護条例（以下この項及び附則第15項において「旧文化財条例」という。）第41条第2項の規定により教育委員会から任命された旧文化財条例第39条に規定する長野市地方文化財保護審議会（以下この項において「旧文化財審議会」という。）の委員である者は、施行日に、前項の規定による改正後の長野市文化財保護条例（以下この項及び附則第15項において「新文化財条例」という。）第41条第2項の規定により、市長から新文化財条例第39条に規定する長野市地方文化財保護審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、長野市文化財保護条例第42条本文の規定にかかわらず、施行日における旧文化財条例第41条第2項の規定により教育委員会から任命された旧文化財審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(長野市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部改正)

- 8 長野市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成28年長野市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「長野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に、「が定められた」を「を定めた」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第4条第1項及び第3項中「及び教育委員会」を削る。

第5条中「及び教育委員会」及び「（市長にあっては、第8号に定める基準）」を削る。

第6条、第7条並びに第8条第1項及び第2項中「及び教育委員会」を削る。

第9条第1項及び第10条第1項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条中「が定められた」を「を定めた」に改め、「、第4条から第8条までの

規定中「市長及び教育委員会」とあるのは「教育委員会」と及び「基準（市長にあっては、第8号に定める基準）」とあるのは「基準」と、」を削る。

第13条第1項中「及び教育委員会（第9条第1項の保存地区に係るものにおいて、教育委員会。次項において同じ。）」を削り、同条第2項中「及び教育委員会」を削る。

第14条第2項中「教育委員会が市長と協議して」を「市長が」に改め、同項第4号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第18条第1項中「教育委員会事務局職員」を「市職員」に、「教育委員会が」を「市長が」に改める。

第19条中「市長及び教育委員会が別に」を「規則で」に改める。

第20条第1号中「及び教育委員会」を削る。

（長野市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部改正に伴う経過措置）

- 9 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の長野市伝統的建造物群保存地区保存条例（以下この項及び附則第15項において「旧伝統的建造物群条例」という。）第14条第2項の規定により教育委員会から委嘱された旧伝統的建造物群条例第13条第1項に規定する長野市伝統的建造物群保存地区保存審議会（以下この項において「旧伝統的建造物群審議会」という。）の委員である者は、施行日に、前項の規定による改正後の長野市伝統的建造物群保存地区保存条例（以下この項及び附則第15項において「新伝統的建造物群条例」という。）第14条第2項の規定により、市長から新伝統的建造物群条例第13条第1項に規定する長野市伝統的建造物群保存地区保存審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、長野市伝統的建造物群保存地区保存条例第15条本文の規定にかかわらず、施行日における旧伝統的建造物群条例第14条第2項の規定により教育委員会から委嘱された旧伝統的建造物群審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 10 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（長野市埋蔵文化財センター設置条例の一部改正）

- 11 長野市埋蔵文化財センター設置条例（昭和62年長野市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条中「長野市教育委員会規則」を「規則」に改める。

（松代藩文化施設条例の一部改正）

- 12 松代藩文化施設条例（昭和44年長野市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第5条第4号、第6条ただし書、第7条ただし書、第10条、第11条第1項、第12条及び第13条第1項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第14条第3項ただし書中「市長が」を「市長は、」に改める。

第19条及び第20条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第22条中「教育委員会が別に」を「規則で」に改める。

（松代藩文化施設条例の一部改正に伴う経過措置）

- 13 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の松代藩文化施設条例（以下この項及び附則第15項において「旧松代藩条例」という。）第20条の規定により教育委員会から委嘱された松代藩文化施設条例第18条に規定する松代藩文化施設管理委員会（以下この項において「松代藩委員会」という。）の委員である者は、施行日に、前項の規定による改正後の松代藩文化施設条例（附則第15項において「新松代藩条例」という。）第20条の規定により、市長から松代藩委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、松代藩文化施設条例第21条本文の規定にかかわらず、施行日における旧松代藩条例第20条の規定により教育委員会から委嘱された松代藩委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（長野市大室古墳館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

- 14 長野市大室古墳館の設置及び管理に関する条例（平成14年長野市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第5条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（経過措置）

- 15 附則第5項、第7項、第9項及び第13項に定めるもののほか、この条例の施行前に旧博物館条例、旧文化財条例、旧伝統的建造物群条例及び旧松代藩条例（以下この項において「旧博物館条例等」という。）の規定により教育委員会が行った使用の許可その他の行為又はこの条例の施行の際現に旧博物館条例等の規定により教育委員会に対して行っている使用の許可の申請その他の行為は、新博物館条例、新文化財条例、新伝統的建造物群条例及び新松代藩条例の相当規定により市長が行った使用の許可その他の行為又は市長に対して行った使用の許可の申請その他の行為とみなす。

（委任）

- 16 附則第3項、第5項、第7項、第9項、第10項、第13項及び前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が別に定める。

長野市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○長野市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例 平成27年3月27日長野市条例第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。<u>以下「法」という。</u>）第23条第1項の規定により教育委員会の職務権限に係る事務のうち市長が管理し、及び執行するものは、次のとおりとする。</p> <p><u>（1） 博物館の設置、管理及び廃止に関すること（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、博物館のみに係るものを含む。）。</u></p> <p><u>（2）</u> スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。</p> <p><u>（3）</u> 文化に関すること（<u>次号に掲げるものを除く。</u>）。</p> <p><u>（4） 文化財の保護に関すること。</u></p>	<p>○長野市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例 平成27年3月27日長野市条例第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定により教育委員会の職務権限に係る事務のうち市長が管理し、及び執行するものは、次のとおりとする。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（1）</u> スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。</p> <p><u>（2）</u> 文化に関すること（<u>文化財の保護に関することを除く。</u>）。</p> <p><u>（新設）</u></p>

長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例 新旧対照表【附則第2項関係】

改正後				改正前			
○長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例 平成27年3月27日長野市条例第3号 別表（第2条関係）				○長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例 平成27年3月27日長野市条例第3号 別表（第2条関係）			
1 市長の附属機関				1 市長の附属機関			
名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期	名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
長野市住居表示審議会	略	略	略	長野市住居表示審議会	略	略	略
長野市文化芸術振興審議会	略	略	略	長野市文化芸術振興審議会	略	略	略
長野市文化財保存活用地域計画協議会	市長の諮問に応じ、長野市文化財保存活用地域計画の作成及び変更並びに円滑な実施に関する事項について調査及び審議すること。	15人以内	2年	(新設)			
長野市農業振興審議会	略	略	略	長野市農業振興審議会	略	略	略
長野市青少年健全育成審議会	略	略	略	長野市青少年健全育成審議会	略	略	略
2 教育委員会の附属機関				2 教育委員会の附属機関			
名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期	名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
長野市教育支	略	略	略	長野市教育支	略	略	略

改正後				改正前			
援委員会				援委員会			
長野市立図書館基本計画策定委員会	略	略	略	長野市立図書館基本計画策定委員会	略	略	略
<u>(削除)</u>				長野市文化財保存活用地域計画協議会	<u>教育委員会の諮問に応じ、長野市文化財保存活用地域計画の作成及び変更並びに円滑な実施に関する事項について調査及び審議すること。</u>	<u>15人以内</u>	<u>2年</u>
3 略				3 略			

長野市立博物館条例 新旧対照表【附則第4項関係】

改正後	改正前
<p>○長野市立博物館条例 昭和56年3月28日長野市条例第29号 (特別展示室等の使用等)</p> <p>第5条 展示発表等のため、長野市立博物館特別展示室又は信州新町美術館第一展示室(以下「特別展示室等」という。)を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が継続して特別展示室等を使用できる期間は、30日を限度とする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。 (入館料等の還付)</p> <p>第8条 既に納付された入館料又は使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 (資料の特別利用等)</p> <p>第9条 博物館の資料の特別利用等については、市長が別に定める。 (入館等の制限)</p> <p>第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、退館を命じ、又は許可を取り消し、その他必要な措置を講ずることができる。</p> <p>(1)・(2) 略 (3) その他市長が必要と認めるとき。 (博物館協議会)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、法第24条の規定により市長が任命する。</p>	<p>○長野市立博物館条例 昭和56年3月28日長野市条例第29号 (特別展示室等の使用等)</p> <p>第5条 展示発表等のため、長野市立博物館特別展示室又は信州新町美術館第一展示室(以下「特別展示室等」という。)を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が継続して特別展示室等を使用できる期間は、30日を限度とする。ただし、教育委員会が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。 (入館料等の還付)</p> <p>第8条 既に納付された入館料又は使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 (資料の特別利用等)</p> <p>第9条 博物館の資料の特別利用等については、教育委員会が別に定める。 (入館等の制限)</p> <p>第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、退館を命じ、又は許可を取り消し、その他必要な措置を講ずることができる。</p> <p>(1)・(2) 略 (3) その他教育委員会が必要と認めるとき。 (博物館協議会)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、法第24条の規定により教育委員会が任命する。</p>

改正後	改正前
3・4 略 (委任) 第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>規則</u> で定める。	3・4 略 (委任) 第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>教育委員会が別に</u> 定める。

長野市文化財保護条例 新旧対照表【附則第6項関係】

改正後	改正前
<p>○長野市文化財保護条例 昭和51年12月27日長野市条例第74号 (財産権の尊重及び他の公益との調整)</p> <p>第3条 <u>市長</u>は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。</p> <p>(指定)</p> <p>第4条 <u>市長</u>は、市の区域内に存する有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財又は県条例第4条第1項の規定により長野県宝に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち重要なものを長野市指定有形文化財（以下「指定有形文化財」という。）に指定することができる。</p> <p>2～6 略</p> <p>(解除)</p> <p>第5条 指定有形文化財が指定有形文化財としての価値を失ったとき、その他特殊の事由があるときは、<u>市長</u>は、その指定を解除することができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項及び第2項の規定による指定の解除があつたときは、所有者は、速やかに、指定書を<u>市長</u>に返付しなければならない。</p> <p>(所有者等の管理義務及び管理責任者)</p> <p>第6条 指定有形文化財の所有者等は、この条例並びにこれに基づく<u>規則及び市長</u>の指示に従い、当該指定有形文化財を管理しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、速やかに、その旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。</p>	<p>○長野市文化財保護条例 昭和51年12月27日長野市条例第74号 (財産権の尊重及び他の公益との調整)</p> <p>第3条 <u>長野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）</u>は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。</p> <p>(指定)</p> <p>第4条 <u>教育委員会</u>は、市の区域内に存する有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財又は県条例第4条第1項の規定により長野県宝に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち重要なものを長野市指定有形文化財（以下「指定有形文化財」という。）に指定することができる。</p> <p>2～6 略</p> <p>(解除)</p> <p>第5条 指定有形文化財が指定有形文化財としての価値を失ったとき、その他特殊の事由があるときは、<u>教育委員会</u>は、その指定を解除することができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項及び第2項の規定による指定の解除があつたときは、所有者は、速やかに、指定書を<u>教育委員会</u>に返付しなければならない。</p> <p>(所有者等の管理義務及び管理責任者)</p> <p>第6条 指定有形文化財の所有者等は、この条例並びにこれに基づく<u>教育委員会規則及び教育委員会</u>の指示に従い、当該指定有形文化財を管理しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、速やかに、その旨を<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様と</p>

改正後	改正前
<p>4 略 (所有者等の変更等)</p> <p>第7条 指定有形文化財の所有者等に変更があつたときは、新たに所有者等となつた者(以下「新所有者等」という。)は、速やかに、その旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 指定有形文化財の所有者等又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかに、その旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。 (滅失、<u>毀損等</u>)</p> <p>第8条 指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは<u>毀損し</u>、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者等(管理責任者がある場合は、その者。次条において同じ。)は、速やかに、その旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。 (所在の変更)</p> <p>第9条 指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者等は、あらかじめ、その旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。ただし、<u>規則</u>で定める場合には、この限りでない。 (管理又は修理に関する勧告)</p> <p>第11条 指定有形文化財の管理が適当でないため当該指定有形文化財が滅失し、<u>毀損し</u>、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、<u>市長</u>は、所有者等又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を執るべきことを勧告することができる。</p> <p>2 指定有形文化財が<u>毀損している</u>場合において、その保存のため必要があると認めるときは、<u>市長</u>は、所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。 (経費の補助)</p> <p>第12条 略</p>	<p>する。</p> <p>4 略 (所有者等の変更等)</p> <p>第7条 指定有形文化財の所有者等に変更があつたときは、新たに所有者等となつた者(以下「新所有者等」という。)は、速やかに、その旨を<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 指定有形文化財の所有者等又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかに、その旨を<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。 (滅失、<u>き損等</u>)</p> <p>第8条 指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは<u>き損し</u>、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者等(管理責任者がある場合は、その者。次条において同じ。)は、速やかに、その旨を<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。 (所在の変更)</p> <p>第9条 指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者等は、あらかじめ、その旨を<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。ただし、<u>教育委員会規則</u>で定める場合には、この限りでない。 (管理又は修理に関する勧告)</p> <p>第11条 指定有形文化財の管理が適当でないため当該指定有形文化財が滅失し、<u>き損し</u>、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、<u>教育委員会</u>は、所有者等又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を執るべきことを勧告することができる。</p> <p>2 指定有形文化財が<u>き損している</u>場合において、その保存のため必要があると認めるときは、<u>教育委員会</u>は、所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。 (経費の補助)</p> <p>第12条 略</p>

改正後	改正前
<p>2 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、補助金の交付の目的を達成するため必要と認める事項について指示をすることができる。 (現状変更等の制限)</p>	<p>2 教育委員会は、補助金の交付を受けた者に対し、補助金の交付の目的を達成するため必要と認める事項について指示をすることができる。 (現状変更等の制限)</p>
<p>第14条 指定有形文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、非常災害のために必要な応急措置を執る場合を除き、市長の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p>	<p>第14条 指定有形文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、非常災害のために必要な応急措置を執る場合を除き、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p>
<p>2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規則で定める。</p>	<p>2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。</p>
<p>3 市長は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し、必要な指示をすることができる。</p>	<p>3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し、必要な指示をすることができる。</p>
<p>4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、市長は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。</p>	<p>4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。</p>
<p>5 略 (修理の届出等)</p>	<p>5 略 (修理の届出等)</p>
<p>第15条 指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、第11条第2項の規定による勧告、第12条の規定による補助又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。</p>	<p>第15条 指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第11条第2項の規定による勧告、第12条の規定による補助又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。</p>
<p>2 指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、市長は、前項の届出に係る修理に関し、技術的な指導と助言をすることができる。 (環境保全)</p>	<p>2 指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る修理に関し、技術的な指導と助言をすることができる。 (環境保全)</p>
<p>第16条 市長は、指定有形文化財の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設の設置を命ずることができる。</p>	<p>第16条 教育委員会は、指定有形文化財の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設の設置を命ずることができる。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>

改正後	改正前
<p>(公開)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、指定有形文化財の所有者等に対し、6月以内の期間を限つて、市長の行う公開の用に供するため当該指定有形文化財を出品することを勧告することができる。</p> <p>4 市長は、指定有形文化財の所有者等に対し、3月以内の期間を限つて、当該指定有形文化財の公開を勧告することができる。</p> <p>5 略</p> <p>6 第3項又は第4項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該指定有形文化財が滅失し、又は毀損したときは、市長は、所有者等に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者等の責に帰すべき事由によつて滅失し、又は毀損した場合は、この限りでない。</p> <p>7 第3項の規定に該当する場合を除き、指定有形文化財の所有者等以外の者が、その主催する展覧会その他の催しにおいて当該指定有形文化財を公開しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>8 市長は、第4項又は前項の規定による公開及び当該公開に係る指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。</p> <p>(保存のための調査)</p>	<p>(公開)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育委員会は、指定有形文化財の所有者等に対し、6月以内の期間を限つて、教育委員会の行う公開の用に供するため当該指定有形文化財を出品することを勧告することができる。</p> <p>4 教育委員会は、指定有形文化財の所有者等に対し、3月以内の期間を限つて、当該指定有形文化財の公開を勧告することができる。</p> <p>5 略</p> <p>6 第3項又は第4項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該指定有形文化財が滅失し、又はき損したときは、市長は、所有者等に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者等の責に帰すべき事由によつて滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。</p> <p>7 第3項の規定に該当する場合を除き、指定有形文化財の所有者等以外の者が、その主催する展覧会その他の催しにおいて当該指定有形文化財を公開しようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>8 教育委員会は、第4項又は前項の規定による公開及び当該公開に係る指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。</p> <p>(保存のための調査)</p>
<p>第18条 市長は、必要があると認めるときは、指定有形文化財の所有者等又は管理責任者に対し、当該指定有形文化財の現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。</p> <p>(所有者等の変更に伴う権利義務の承継)</p>	<p>第18条 教育委員会は、必要があると認めるときは、指定有形文化財の所有者等又は管理責任者に対し、当該指定有形文化財の現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。</p> <p>(所有者等の変更に伴う権利義務の承継)</p>
<p>第19条 指定有形文化財の所有者等に変更があつたときは、新所有者等は、当該指定有形文化財に関し、この条例に基づいてする市長の命令、指示その他の処分による従前の所有者等の権利義務を承継する。</p>	<p>第19条 指定有形文化財の所有者等に変更があつたときは、新所有者等は、当該指定有形文化財に関し、この条例に基づいてする教育委員会の命令、指示その他の処分による従前の所有者等の権利義務を承継する。</p>
<p>2 略</p> <p>(指定)</p>	<p>2 略</p> <p>(指定)</p>

改正後	改正前
<p>第20条 市長は、市の区域内に存する無形文化財（法第71条第1項の規定により重要無形文化財又は県条例第19条第1項の規定により長野県無形文化財に指定されたものを除く。）のうち重要なものを長野市指定無形文化財（以下「指定無形文化財」という。）に指定することができる。</p>	<p>第20条 教育委員会は、市の区域内に存する無形文化財（法第71条第1項の規定により重要無形文化財又は県条例第19条第1項の規定により長野県無形文化財に指定されたものを除く。）のうち重要なものを長野市指定無形文化財（以下「指定無形文化財」という。）に指定することができる。</p>
<p>2～4 略 (解除)</p>	<p>2～4 略 (解除)</p>
<p>第21条 指定無形文化財が指定無形文化財としての価値を失ったとき、その他特殊の事由があるときは、市長は、その指定を解除することができる。</p>	<p>第21条 指定無形文化財が指定無形文化財としての価値を失ったとき、その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。</p>
<p>2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められるとき、保持団体がその構成員の異動等のため保持団体として適当でなくなつたと認められるときその他特殊の事由があるときは、市長は、その認定を解除することができる。</p>	<p>2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められるとき、保持団体がその構成員の異動等のため保持団体として適当でなくなつたと認められるときその他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その認定を解除することができる。</p>
<p>3・4 略</p>	<p>3・4 略</p>
<p>5 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合において、市長は、その旨を告示しなければならない。</p>	<p>5 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合において、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。</p>
<p>(保持者の氏名変更等)</p>	<p>(保持者の氏名変更等)</p>
<p>第22条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときは、保持者又はその相続人は、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。保持団体が名称、住所若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（解散した場合にあつては、代表者であつた者）について、同様とする。</p>	<p>第22条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときは、保持者又はその相続人は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。保持団体が名称、住所若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（解散した場合にあつては、代表者であつた者）について、同様とする。</p>
<p>(保存)</p>	<p>(保存)</p>
<p>第23条 市長は、指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、</p>	<p>第23条 教育委員会は、指定無形文化財の保存のため必要があると認めると</p>

改正後	改正前
<p>指定無形文化財について、その記録を作成し、伝承者を養成し、その他その保存のため適当な措置を執り、又は保持者、保持団体その他適当なものを選定してこれらの措置を執らせることができる。</p>	<p>きは、指定無形文化財について、その記録を作成し、伝承者を養成し、その他その保存のため適当な措置を執り、又は保持者、保持団体その他適当なものを選定してこれらの措置を執らせることができる。</p>
<p>2・3 略 (公開)</p>	<p>2・3 略 (公開)</p>
<p>第24条 市長は、指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し当該指定無形文化財の公開を、指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。</p>	<p>第24条 教育委員会は、指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し当該指定無形文化財の公開を、指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。</p>
<p>2・3 略 (保存に関する助言又は勧告)</p>	<p>2・3 略 (保存に関する助言又は勧告)</p>
<p>第25条 市長は、指定無形文化財の保持者、保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。</p>	<p>第25条 教育委員会は、指定無形文化財の保持者、保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。</p>
<p>(指定)</p>	<p>(指定)</p>
<p>第26条 市長は、市の区域内に存する有形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財又は県条例第25条第1項の規定により長野県有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち重要なものを長野市指定有形民俗文化財（以下「指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要無形民俗文化財又は県条例第25条第1項の規定により長野県無形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち重要なものを長野市指定無形民俗文化財（以下「指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。</p>	<p>第26条 教育委員会は、市の区域内に存する有形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財又は県条例第25条第1項の規定により長野県有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち重要なものを長野市指定有形民俗文化財（以下「指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要無形民俗文化財又は県条例第25条第1項の規定により長野県無形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち重要なものを長野市指定無形民俗文化財（以下「指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。</p>
<p>2～4 略 (解除)</p>	<p>2～4 略 (解除)</p>
<p>第27条 指定有形民俗文化財又は指定無形民俗文化財が指定有形民俗文化財又は指定無形民俗文化財としての価値を失ったときその他特殊の事由があるときは、市長は、その指定を解除することができる。</p>	<p>第27条 指定有形民俗文化財又は指定無形民俗文化財が指定有形民俗文化財又は指定無形民俗文化財としての価値を失ったときその他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。</p>
<p>2～6 略</p>	<p>2～6 略</p>

改正後	改正前
<p>(指定有形民俗文化財の保護)</p> <p>第28条 指定有形民俗文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、<u>市長</u>は、前項の届出に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。</p>	<p>(指定有形民俗文化財の保護)</p> <p>第28条 指定有形民俗文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、<u>教育委員会</u>は、前項の届出に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。</p>
<p>(指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等)</p> <p>第29条 <u>市長</u>は、指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち特に必要のあるものを選択して、その記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、市長は、当該無形の民俗文化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開を行う者に対し、これに要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。</p>	<p>(指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等)</p> <p>第29条 <u>教育委員会</u>は、指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち特に必要のあるものを選択して、その記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、市長は、当該無形の民俗文化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開を行う者に対し、これに要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。</p>
<p>2 略</p> <p>(指定)</p>	<p>2 略</p> <p>(指定)</p>
<p>第31条 <u>市長</u>は、市の区域内に存する記念物（法第109条第1項の規定により史跡、名勝若しくは天然記念物又は県条例第30条第1項の規定により長野県史跡、長野県名勝若しくは長野県天然記念物に指定されたものを除く。）のうち重要なものを長野市指定史跡、長野市指定名勝又は長野市指定天然記念物（以下「指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。</p>	<p>第31条 <u>教育委員会</u>は、市の区域内に存する記念物（法第109条第1項の規定により史跡、名勝若しくは天然記念物又は県条例第30条第1項の規定により長野県史跡、長野県名勝若しくは長野県天然記念物に指定されたものを除く。）のうち重要なものを長野市指定史跡、長野市指定名勝又は長野市指定天然記念物（以下「指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。</p>
<p>2 略</p> <p>(解除)</p>	<p>2 略</p> <p>(解除)</p>
<p>第32条 指定史跡名勝天然記念物が指定史跡名勝天然記念物としての価値を失ったときその他特殊の事由があるときは、<u>市長</u>は、その指定を解除することができる。</p>	<p>第32条 指定史跡名勝天然記念物が指定史跡名勝天然記念物としての価値を失ったときその他特殊の事由があるときは、<u>教育委員会</u>は、その指定を解除することができる。</p>
<p>2・3 略</p> <p>(標識等の設置)</p>	<p>2・3 略</p> <p>(標識等の設置)</p>

改正後	改正前
<p>第33条 指定史跡名勝天然記念物の所有者等は、<u>規則</u>で定める基準により、指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いさくその他の施設を設置するものとする。</p> <p>(土地の所在等の異動の届出)</p>	<p>第33条 指定史跡名勝天然記念物の所有者等は、<u>教育委員会規則</u>で定める基準により、指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いさくその他の施設を設置するものとする。</p> <p>(土地の所在等の異動の届出)</p>
<p>第34条 指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、所有者等（次条において準用する第6条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者）は、速やかに、その旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(選定等)</p>	<p>第34条 指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、所有者等（次条において準用する第6条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者）は、速やかに、その旨を<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。</p> <p>(選定等)</p>
<p>第36条 <u>市長</u>は、市の区域内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のために欠くことのできないもの（法第147条第1項の規定により選定保存技術又は県条例第35条第1項の規定による長野県選定保存技術に選定されたものを除く。）のうち保存の措置を講ずる必要があるものを長野市選定保存技術（以下「市選定保存技術」という。）として選定することができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>(解除)</p>	<p>第36条 <u>教育委員会</u>は、市の区域内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のために欠くことのできないもの（法第147条第1項の規定により選定保存技術又は県条例第35条第1項の規定による長野県選定保存技術に選定されたものを除く。）のうち保存の措置を講ずる必要があるものを長野市選定保存技術（以下「市選定保存技術」という。）として選定することができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>(解除)</p>
<p>第37条 市選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなつたときその他特殊の事由があるときは、<u>市長</u>は、その選定を解除することができる。</p> <p>2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められるとき、保存団体が保存団体として適当でなくなつたと認められるときその他特殊の事由があるときは、<u>市長</u>は、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。</p> <p>3・4 略</p> <p>(設置)</p>	<p>第37条 市選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなつたときその他特殊の事由があるときは、<u>教育委員会</u>は、その選定を解除することができる。</p> <p>2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められるとき、保存団体が保存団体として適当でなくなつたと認められるときその他特殊の事由があるときは、<u>教育委員会</u>は、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。</p> <p>3・4 略</p> <p>(設置)</p>
<p>第39条 法<u>第190条第2項</u>の規定に基づき、長野市地方文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p>	<p>第39条 法<u>第190条第1項</u>の規定に基づき、長野市地方文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p>

改正後	改正前
<p>(組織) 第41条 略 2 委員は、学識経験者のうちから、<u>市長</u>が任命する。</p> <p>(委任) 第47条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p>(組織) 第41条 略 2 委員は、学識経験者のうちから、<u>教育委員会</u>が任命する。</p> <p>(委任) 第47条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>

長野市伝統的建造物群保存地区保存条例 新旧対照表【附則第8項関係】

改正後	改正前
<p>○長野市伝統的建造物群保存地区保存条例 平成28年3月30日長野市条例第25号 (保存計画)</p>	<p>○長野市伝統的建造物群保存地区保存条例 平成28年3月30日長野市条例第25号 (保存計画)</p>
<p>第3条 <u>市長</u>は、都市計画に保存地区<u>を定めた</u>ときは、第13条第1項に規定する長野市伝統的建造物群保存地区保存審議会の意見を聴いて当該保存地区の保存に関する計画（以下「保存計画」という。）を定めなければならない。</p>	<p>第3条 <u>長野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）</u>は、都市計画に保存地区<u>が定められた</u>ときは、第13条第1項に規定する長野市伝統的建造物群保存地区保存審議会の意見を聴いて当該保存地区の保存に関する計画（以下「保存計画」という。）を定めなければならない。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 <u>市長</u>は、保存計画を定めたときは、これを告示しなければならない。</p>	<p>3 <u>教育委員会</u>は、保存計画を定めたときは、これを告示しなければならない。</p>
<p>4 略</p>	<p>4 略</p>
<p>(現状変更行為の規制)</p>	<p>(現状変更行為の規制)</p>
<p>第4条 都市計画に定めた保存地区内における次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、市長が規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。</p>	<p>第4条 都市計画に定めた保存地区内における次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、市長<u>及び教育委員会</u>が規則で定めるところにより、市長<u>及び教育委員会</u>の許可を受けなければならない。</p>
<p>(1)～(6) 略</p>	<p>(1)～(6) 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 市長は、第1項の許可を与える場合には、保存地区の保存のため必要な限度において条件を付することができる。</p>	<p>3 市長<u>及び教育委員会</u>は、第1項の許可を与える場合には、保存地区の保存のため必要な限度において条件を付することができる。</p>
<p>(許可の基準)</p>	<p>(許可の基準)</p>
<p>第5条 市長は、前条第1項各号に掲げる行為で次に定める基準に適合しないものについては、同項の規定による許可をしてはならない。</p>	<p>第5条 市長<u>及び教育委員会</u>は、前条第1項各号に掲げる行為で次に定める基準<u>(市長にあっては、第8号に定める基準)</u>に適合しないものについては、同項の規定による許可をしてはならない。</p>
<p>(1)～(8) 略</p>	<p>(1)～(8) 略</p>
<p>(国の機関等に関する特例)</p>	<p>(国の機関等に関する特例)</p>
<p>第6条 国若しくは地方公共団体の機関又は法令の規定により国の行政機関</p>	<p>第6条 国若しくは地方公共団体の機関又は法令の規定により国の行政機関</p>

改正後	改正前
<p>若しくは地方公共団体とみなされた法人（以下「国の機関等」という。）が行う行為については、第4条第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関等は、同項の許可に係る行為をしようとするときは、あらかじめ、市長が規則で定めるところにより、市長に協議しなければならない。</p>	<p>若しくは地方公共団体とみなされた法人（以下「国の機関等」という。）が行う行為については、第4条第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関等は、同項の許可に係る行為をしようとするときは、あらかじめ、市長及び教育委員会が規則で定めるところにより、市長及び教育委員会に協議しなければならない。</p>
<p>（許可及び協議の特例）</p>	<p>（許可及び協議の特例）</p>
<p>第7条 第4条第1項及び前条の規定は、都市計画事業の施行として行う行為、河川、道路、公園等の施設又は通信、放送、電気、ガス、水道等の事業の用に供する工作物の設置又は管理に係る行為、文化財の保存に係る行為その他の行為で、保存地区の保存に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして市長が規則で定める行為については、適用しない。この場合において、第4条第1項の許可又は前条の協議に係る行為をしようとする者は、あらかじめ、市長が規則で定めるところにより、市長にその旨を通知しなければならない。</p>	<p>第7条 第4条第1項及び前条の規定は、都市計画事業の施行として行う行為、河川、道路、公園等の施設又は通信、放送、電気、ガス、水道等の事業の用に供する工作物の設置又は管理に係る行為、文化財の保存に係る行為その他の行為で、保存地区の保存に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして市長及び教育委員会が規則で定める行為については、適用しない。この場合において、第4条第1項の許可又は前条の協議に係る行為をしようとする者は、あらかじめ、市長及び教育委員会が規則で定めるところにより、市長及び教育委員会にその旨を通知しなければならない。</p>
<p>（許可の取消し等）</p>	<p>（許可の取消し等）</p>
<p>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、都市計画に定めた保存地区の保存のため必要な限度において、第4条第1項の規定による許可を取り消し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建造物の改築、移転、除却その他違反を是正するため必要な措置を執ることを命ずることができる。</p>	<p>第8条 市長及び教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、都市計画に定めた保存地区の保存のため必要な限度において、第4条第1項の規定による許可を取り消し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建造物の改築、移転、除却その他違反を是正するため必要な措置を執ることを命ずることができる。</p>
<p>（1）～（4） 略</p>	<p>（1）～（4） 略</p>
<p>2 市長は、前項の規定により、処分又は命令をしようとするときは、あらかじめ、第13条第1項に規定する長野市伝統的建造物群保存地区保存審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要すると認められるときは、この限りでない。</p>	<p>2 市長及び教育委員会は、前項の規定により、処分又は命令をしようとするときは、あらかじめ、第13条第1項に規定する長野市伝統的建造物群保存地区保存審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要すると認められるときは、この限りでない。</p>
<p>（都市計画区域以外の区域における保存地区の決定）</p>	<p>（都市計画区域以外の区域における保存地区の決定）</p>
<p>第9条 市長は、都市計画区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条の規定により指定された都市計画区域をいう。）以外の区域内に所在する</p>	<p>第9条 教育委員会は、都市計画区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条の規定により指定された都市計画区域をいう。）以外の区域内に所</p>

改正後	改正前
<p>伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、保存地区を決定することができる。</p>	<p>在する伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、保存地区を決定することができる。</p>
<p>2～5 略 (保存地区の取消し)</p>	<p>2～5 略 (保存地区の取消し)</p>
<p>第10条 <u>市長</u>は、前条第1項の保存地区がその価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、当該保存地区の決定を取り消すことができる。</p>	<p>第10条 <u>教育委員会</u>は、前条第1項の保存地区がその価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、当該保存地区の決定を取り消すことができる。</p>
<p>2 略 (準用)</p>	<p>2 略 (準用)</p>
<p>第11条 第3条から第8条までの規定は、第9条第1項の規定により保存地区を決定した場合について準用する。この場合において、第3条第1項中「都市計画に保存地区<u>を定めた</u>とき」とあるのは「第9条第1項の保存地区を決定したとき」と、第4条第1項及び第8条第1項中「都市計画に定めた」とあるのは「第9条第1項の」と、第5条中「同項」とあるのは「第11条において準用する前条第1項」と、第6条から第8条までの規定中「第4条第1項」とあるのは「第11条において準用する第4条第1項」と、第7条後段中「前条の協議」とあるのは「第11条において準用する前条の協議」と、第8条第1項第2号中「第4条第3項」とあるのは「第11条において準用する第4条第3項」と読み替えるものとする。</p>	<p>第11条 第3条から第8条までの規定は、第9条第1項の規定により保存地区を決定した場合について準用する。この場合において、第3条第1項中「都市計画に保存地区<u>が定められた</u>とき」とあるのは「第9条第1項の保存地区を決定したとき」と、第4条第1項及び第8条第1項中「都市計画に定めた」とあるのは「第9条第1項の」と、<u>第4条から第8条までの規定中「市長及び教育委員会」とあるのは「教育委員会」と、第5条中「基準(市長にあっては、第8号に定める基準)」とあるのは「基準」と、</u>「同項」とあるのは「第11条において準用する前条第1項」と、第6条から第8条までの規定中「第4条第1項」とあるのは「第11条において準用する第4条第1項」と、第7条後段中「前条の協議」とあるのは「第11条において準用する前条の協議」と、第8条第1項第2号中「第4条第3項」とあるのは「第11条において準用する第4条第3項」と読み替えるものとする。</p>
<p>(伝統的建造物群保存地区保存審議会)</p>	<p>(伝統的建造物群保存地区保存審議会)</p>
<p>第13条 市長の諮問に応じ、保存地区の保存等に関する重要事項について調査し、及び審議するため、長野市伝統的建造物群保存地区保存審議会(以下「審議会」という。)を設置する。</p>	<p>第13条 <u>市長及び教育委員会(第9条第1項の保存地区に係るもの)にあっては、教育委員会。次項において同じ。)</u>の諮問に応じ、保存地区の保存等に関する重要事項について調査し、及び審議するため、長野市伝統的建造物群保存地区保存審議会(以下「審議会」という。)を設置する。</p>
<p>2 審議会は、前項の重要事項について、市長に意見を述べることができる。</p>	<p>2 審議会は、前項の重要事項について、市長<u>及び教育委員会</u>に意見を述べる ことができる。</p>

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから <u>市長</u>が委嘱する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>市長</u>が必要と認める者</p> <p>(書記)</p> <p>第18条 審議会に書記若干人を置き、<u>市職員</u>のうちから <u>市長</u>が任命する。</p> <p>2 略</p> <p>(委任)</p> <p>第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p> <p>(罰則)</p> <p>第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第4条第1項(第11条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、市長の許可を受けずに同項に定めのある行為を行った者</p> <p>(2) 略</p>	<p>(組織)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから <u>教育委員会が市長と協議して</u>委嘱する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>教育委員会</u>が必要と認める者</p> <p>(書記)</p> <p>第18条 審議会に書記若干人を置き、<u>教育委員会事務局職員</u>のうちから <u>教育委員会</u>が任命する。</p> <p>2 略</p> <p>(委任)</p> <p>第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市長及び教育委員会が別に</u>定める。</p> <p>(罰則)</p> <p>第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第4条第1項(第11条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、市長 <u>及び教育委員会</u>の許可を受けずに同項に定めのある行為を行った者</p> <p>(2) 略</p>

長野市埋蔵文化財センター設置条例 新旧対照表【附則第11項関係】

改正後	改正前
<p>○長野市埋蔵文化財センター設置条例 昭和62年3月30日長野市条例第28号 (委任) 第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>規則</u>で定める。</p>	<p>○長野市埋蔵文化財センター設置条例 昭和62年3月30日長野市条例第28号 (委任) 第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>長野市教育委員会規則</u>で定める。</p>

松代藩文化施設条例 新旧対照表【附則第12項関係】

改正後	改正前
<p>○松代藩文化施設条例 昭和44年3月29日長野市条例第33号 (指定管理者の業務)</p> <p>第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1)～(3) 略 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める業務 (開館時間)</p> <p>第6条 寺町商家の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を受けてこれを変更することができる。 (休館日)</p> <p>第7条 寺町商家の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を受けてこれを変更し、又は臨時に休館することができる。 (入場の制限)</p> <p>第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入場を拒否し、又は退場させることができる。 (1)・(2) 略 (3) その他市長が特に必要があると認めるとき。 (使用等の許可)</p> <p>第11条 施設(寺町商家を除く。)を使用しようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。この場合において、市長は、必要な条件を付けることができる。</p> <p>2 略 (使用等の制限)</p> <p>第12条 市長又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使</p>	<p>○松代藩文化施設条例 昭和44年3月29日長野市条例第33号 (指定管理者の業務)</p> <p>第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1)～(3) 略 (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が定める業務 (開館時間)</p> <p>第6条 寺町商家の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を受けてこれを変更することができる。 (休館日)</p> <p>第7条 寺町商家の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を受けてこれを変更し、又は臨時に休館することができる。 (入場の制限)</p> <p>第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、入場を拒否し、又は退場させることができる。 (1)・(2) 略 (3) その他教育委員会が特に必要があると認めるとき。 (使用等の許可)</p> <p>第11条 施設(寺町商家を除く。)を使用しようとする者は、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。この場合において、教育委員会は、必要な条件を付けることができる。</p> <p>2 略 (使用等の制限)</p> <p>第12条 教育委員会又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するとき</p>

改正後	改正前
<p>用又は利用を許可しないものとする。ただし、<u>市長</u>が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>は、使用又は利用を許可しないものとする。ただし、<u>教育委員会</u>が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。</p>
<p>(1)～(6) 略 (使用許可の取消し等)</p>	<p>(1)～(6) 略 (使用許可の取消し等)</p>
<p>第13条 <u>市長</u>又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用若しくは利用の許可を取り消し、若しくは許可の条件を変更し、又は使用若しくは利用の停止を命ずることができる。</p>	<p>第13条 <u>教育委員会</u>又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用若しくは利用の許可を取り消し、若しくは許可の条件を変更し、又は使用若しくは利用の停止を命ずることができる。</p>
<p>(1)～(4) 略</p>	<p>(1)～(4) 略</p>
<p>2 略 (使用料)</p>	<p>2 略 (使用料)</p>
<p>第14条 略</p>	<p>第14条 略</p>
<p>2 略 3 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、<u>市長は</u>、特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>	<p>2 略 3 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、<u>市長が</u>特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>
<p>(管理委員会)</p>	<p>(管理委員会)</p>
<p>第18条 略</p>	<p>第18条 略</p>
<p>第19条 委員会は、<u>市長</u>の諮問に応じ次の事項を審議する。 (1)～(3) 略</p>	<p>第19条 委員会は、<u>教育委員会</u>の諮問に応じ次の事項を審議する。 (1)～(3) 略</p>
<p>第20条 委員会は、委員20人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから<u>市長</u>が委嘱する。</p>	<p>第20条 委員会は、委員20人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから<u>教育委員会</u>が委嘱する。</p>
<p>(1)・(2) 略 (3) <u>市長</u>が必要と認める者</p>	<p>(1)・(2) 略 (3) <u>教育委員会</u>が必要と認める者</p>
<p>第21条 略 (委任)</p>	<p>第21条 略 (委任)</p>
<p>第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p>第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会が別に</u>定める。</p>

長野市大室古墳館の設置及び管理に関する条例 新旧対照表【附則第14項関係】

改正後	改正前
<p>○長野市大室古墳館の設置及び管理に関する条例 平成14年6月28日長野市条例第28号 (入館等の制限)</p> <p>第5条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、古墳館の入館を拒否し、若しくは退館を命じ、又はその他必要な措置を講ずることができる。</p> <p>(1)・(2) 略 (3) その他<u>市長</u>が必要と認めるとき。 (委任)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p>○長野市大室古墳館の設置及び管理に関する条例 平成14年6月28日長野市条例第28号 (入館等の制限)</p> <p>第5条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、古墳館の入館を拒否し、若しくは退館を命じ、又はその他必要な措置を講ずることができる。</p> <p>(1)・(2) 略 (3) その他<u>教育委員会</u>が必要と認めるとき。 (委任)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>